

平成22年(ネ受)第44号 不当利得返還請求上告受理申立事件

申立人

相手方 株式会社シティズ

上告受理申立理由書

(憲法論、他の最高裁判例との相反、法令解釈に関する重要事項の存在)

平成23年2月28日

最高裁判所 御中

上告受理申立人訴訟代理人 弁護士 宮田尚典

外別紙代理人目録記載の弁護士100名

頭書の事件について、申立人は、次のとおり上告受理申立理由を陳述する。

目次

第1	はじめに	4
1	事案の概要	4
2	原判決の判断の概要	4
3	上告理由の概要	4
4	合憲限定解釈論	5
第2	合憲限定解釈論	5
1	貸金業法43条の基本構造	6
(1)	利息制限法の適用に関する最高裁判例	6
(2)	貸金業法43条制定の経緯	6
(3)	違憲論要約	7

2	貸金業法 43 条違憲の主張と最高裁の判断	8
3	「43 条違憲論」の刊行と学者の賛同	11
(1)	「43 条違憲論」	11
(2)	棟居快行北海道大学教授(憲法学)の見解	11
(3)	小野秀誠一橋大学教授(民法学)の見解	13
(4)	故森泉章青山学院大学名誉教授の見解	14
4	最判平成 18 年 1 月 24 日	14
5	小括	17
第 3	法令違反について	17
1	貸金業法 43 条 1 項の意義	18
2	任意性の要件について	20
(1)	貸金業法 43 条 1 項の解釈に係る最高裁判例	20
ア	貸金業法 43 条 1 項の適用要件については「厳格に」解釈すべきこと	20
イ	貸金業法 43 条 1 項の支払の「任意性」の要件は「明確に」認められることが必要であること	21
ウ	貸金業法 43 条 1 項にいう「任意性」の意義及び判断基準について	22
(ア)	最判平成 2 年 1 月 22 日	22
(イ)	最判平成 18 年 1 月 13 日	23
(ウ)	最判平成 18 年 1 月 19 日	23
(2)	貸金業法 43 条 1 項の「任意性」の意義及び判断基準	23
(3)	本件事案について	24
ア	償還表について	25
(ア)	相手方が申立人に交付した償還表は申立人に利息制限法所定の制限利息を超過する利息の支払いを事実上強制するものである	25

(イ) 原判決の判断	27
(ウ) 原判決の判断の法令違反	27
イ 弁済充当特約について	31
(ア) 本件弁済充当特約は債務者に利息制限法所定の制限超過 利息の支払いを強制するものである	31
(イ) 原判決の判断	33
(ウ) 原判決の判断の法令違反	34
ウ 小括	38
3 17条書面の要件について	38
(1) 17条書面の法定記載事項の記載内容が正確でないときや明確で ないときは、貸金業法43条1項の適用要件を欠くこと	38
ア 17条書面の記載に係る最高裁判例	38
イ 17条書面の記載内容は正確かつ明確であることが必要であること	39
(2) 原判決の判断	40
(3) 原判決の判断の違法	40
第4 貸金業法43条1項解釈の重要性	42
1 貸金業法43条1項の主張・立証責任	42
2 「任意性」の認定の違法	44
第5 まとめ	46

